

(仮称) 鶴ヶ島市立

西部中学校の通学路整備方針

令和5年2月

鶴ヶ島市教育委員会

（仮称）鶴ヶ島市立西部中学校の通学路整備方針

1 整備方針

教育委員会は、（仮称）西部中学校の開校に向け、西中学校区から（仮称）西部中学校への主要通学路の整備方針を定める。

主要通学路は、西中学校区内の各地域から（仮称）西部中学校へ通学する中心的な通学路とする。

現在、鶴ヶ島中学校、西中学校とも、徒歩通学を原則とし、通学距離が長い場合は、自転車通学を許可しているため、今後、学校が定める通学方法に対応できるよう、徒歩及び自転車通学を想定した通学路とする。

主要通学路のうち、整備が必要な通学路は、令和9年4月の（仮称）西部中学校の開校までに速やかに整備する部分を第1期整備（令和8年度まで）とし、その後に整備する部分を第2期整備（令和9年度以降）として分け、整備するものとする。

主要通学路の整備に当たっては、市長部局と連携し、進めていくこととする。

今回定める方針は、主要通学路とし、主要通学路以外の通学路については、今後の通学路点検等を行い、整備を進める。

2 西中学校区から（仮称）西部中学校へ通学する生徒

令和4年度に新町小学校の2年生から4年生の児童が、令和9年度に（仮称）西部中学校の生徒になる。

令和4年10月現在、新町小学校の2年生から4年生の児童数は212人で、児童の居住地は次のとおりである。

大字下新田	29人	新町一丁目	19人	新町四丁目	32人
大字中新田	61人	新町二丁目	11人	大字町屋	12人
大字上新田	11人	新町三丁目	34人	大字高倉	3人

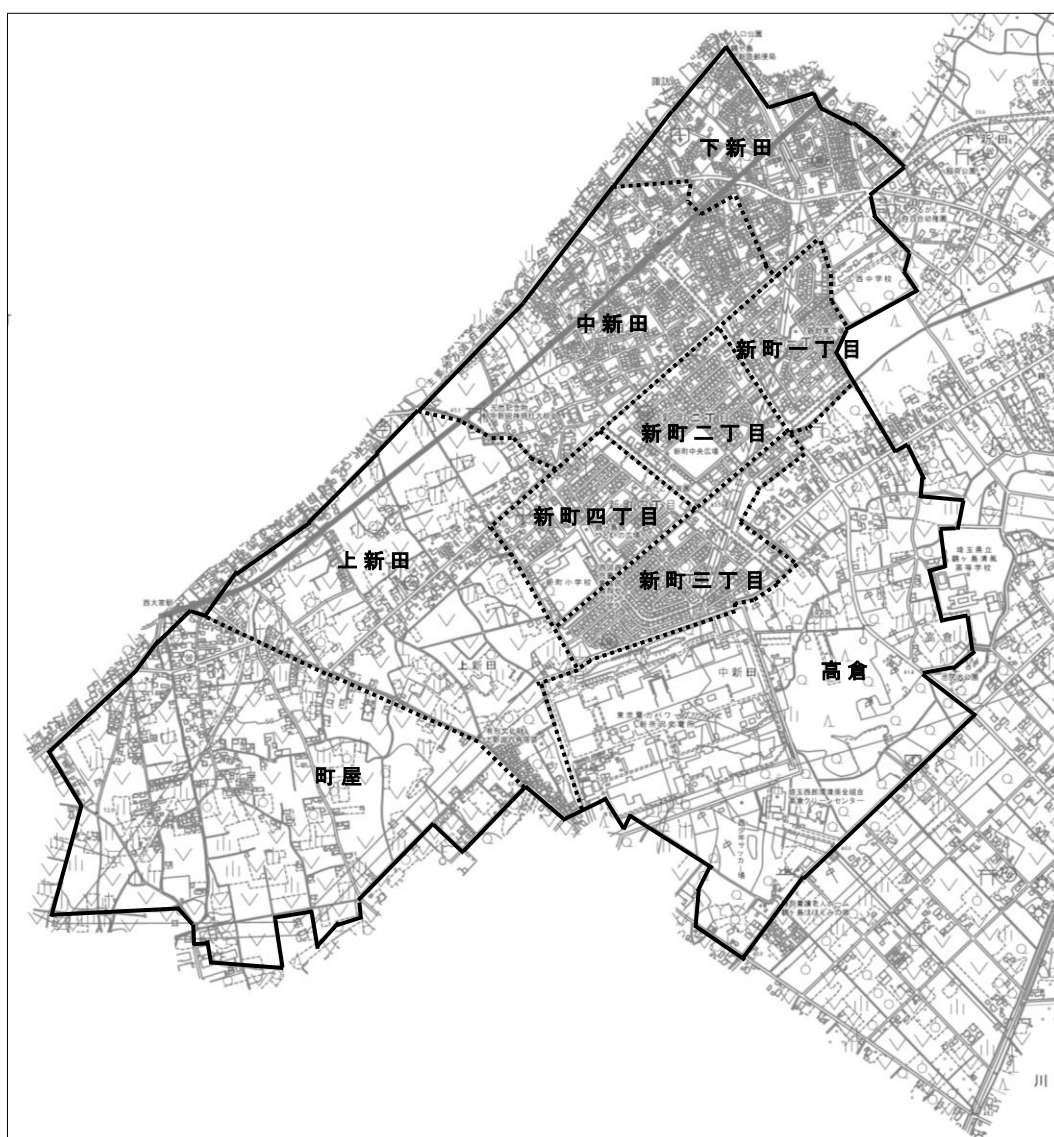


図1 西中学校区

3 現状道路からの考察

鶴ヶ島中学校の正門は、日光街道（市道438号線）沿いにある。

西中学校区から（仮称）西部中学校へ通学するための道路としては、県道川越越生線から日光街道を通るコースと、高倉通り（市道1-1号線）から日光街道を通るコースが想定される。

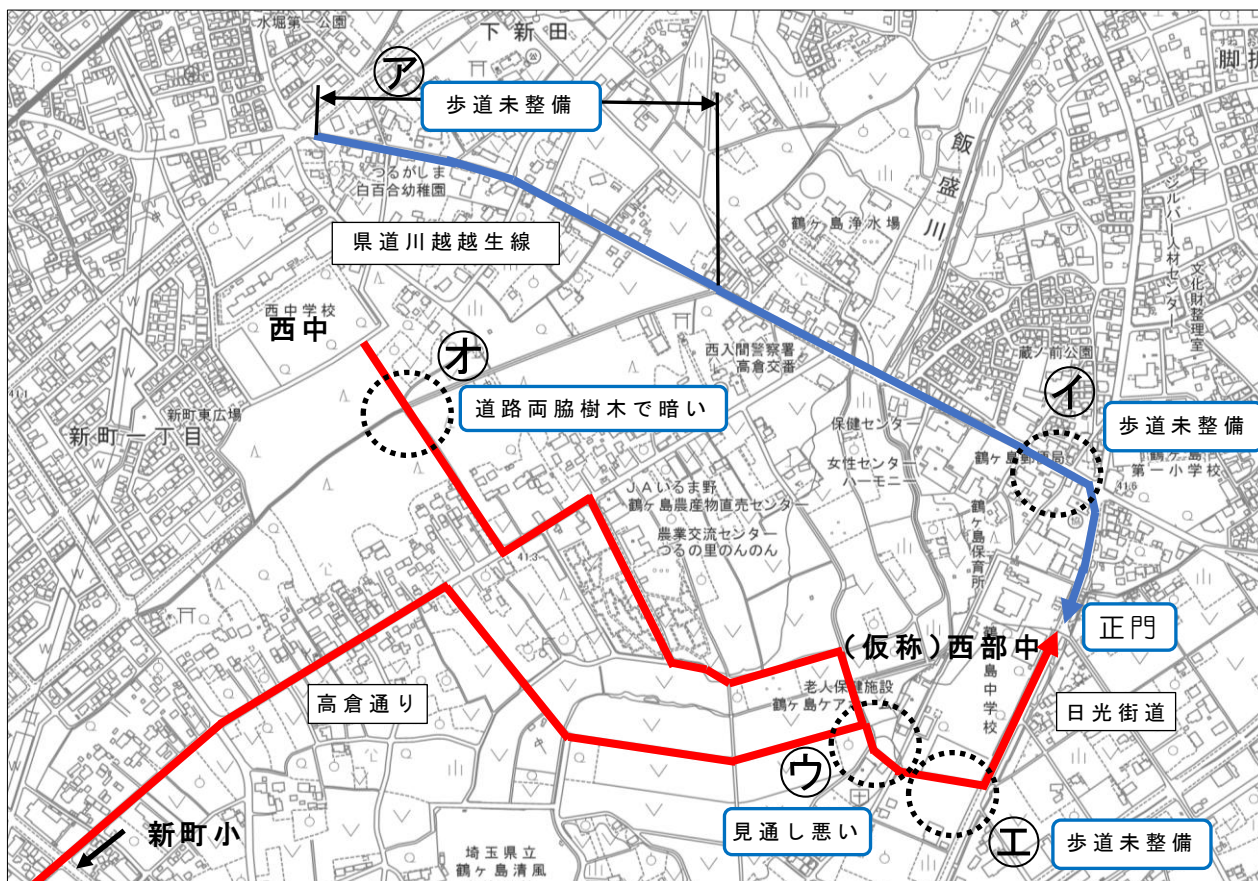


図2 現状道路

(1) 県道川越越生線から日光街道を通るコース

通学時間帯の県道川越越生線は交通量が多い。都市計画道路共栄一本松線と県道川越越生線の交差点付近から高倉交番の西側信号機付近まで、概ね600メートルの区間は歩道が整備されておらず、構造物により道路の拡幅が困難な部分がある（図2-⑦）。

県道川越越生線と日光街道が交差する脚折才道木交差点と、鶴ヶ島郵便局付近は歩道が整備されていない（図2-①）。脚折才道木交差点は、鶴ヶ島中学校区の下新田、脚折、脚折町、藤金の生徒の通学路で、多くの生徒が集中する。

令和4年12月に、鶴ヶ島中学校及び西中学校PTA会長から「現在の鶴ヶ島中学校の生徒及び統廃合後の生徒の安全を確保するため、迂回路を通学路とするなど、県道と市道の交差する当該箇所への安全対策及び安全な通学路の整備」が求められている。

県道川越越生線は、道路幅員が狭い部分があることなどから、(仮称)西部中学校の開校までに、通学路として整備するには困難な部分がある。

そのため、都市計画道路共栄一本松線との交差点付近から歩道未整備部分(図2-㉞)は、西中学校区からの通学路としては想定しないこととする。

(2) 高倉通りから日光街道を通るコース

① 新町小学校方面から

新町小学校方面から、高倉通りを右折し、鶴ヶ島在宅医療診療所、鶴ヶ島中学校テニスコートと日光街道との交差点を左折するコースが想定される。

高倉通りから鶴ヶ島在宅医療診療所付近までは、比較的交通量は多くない。しかし、鶴ヶ島在宅医療診療所前はカーブしていて見通しが悪く、道路幅員が狭い(図2-㉟)。鶴ヶ島中学校テニスコート脇から日光街道との交差点までは、道路幅員が狭く、信号機で停車する車があると、歩行が困難である(図2-㊱)。

特に、診療所前が見通しが悪い箇所は、左右に構造物があり、(仮称)西部中学校の開校までに、整備が困難な部分がある。

② 西中学校方面から

西中学校南側の市道900号線、900-2号線を通って高倉通りに出て、農業交流センターを右折するコースが想定される。

市道900号線、900-2号線は、道路両脇の樹木が生い茂り、防犯灯はあるが、昼間も薄暗い部分がある(図2-㊲)。

4 (仮称) 西部中学校の西門設置

(仮称) 西部中学校の開校に伴い、生徒数が多くなり、正門を利用する場合の周辺道路状況は、更に混雑することが予想される。

また、鶴ヶ島中学校と西中学校では、概ね2キロメートルを超えるなど通学距離が長い場合は、自転車通学を許可している。現在の新町小学校の児童のうち、通学距離が概ね2キロメートルを超える（新町4丁目、上新田、町屋）児童は、50人以上となる見込みである。

西中学校区の生徒が、安全に通学するためには、(仮称) 西部中学校の西側に校門（西門）を設置し、西門に通じる通学路を整備することとする。

また、西門を設置することにより、県道川越越生線から西門に向かう道路を整備することで、脚折、下新田地域の生徒の通学路とすることができる。

【主要通学路】

- ・(仮称) 西部中学校に西門を設置し、西門に通じる通学路を整備する。
- ・農業交流センターから市道719号線を通り、西門から入る。
- ・県道川越越生線から市道719号線を通り、西門から入る。

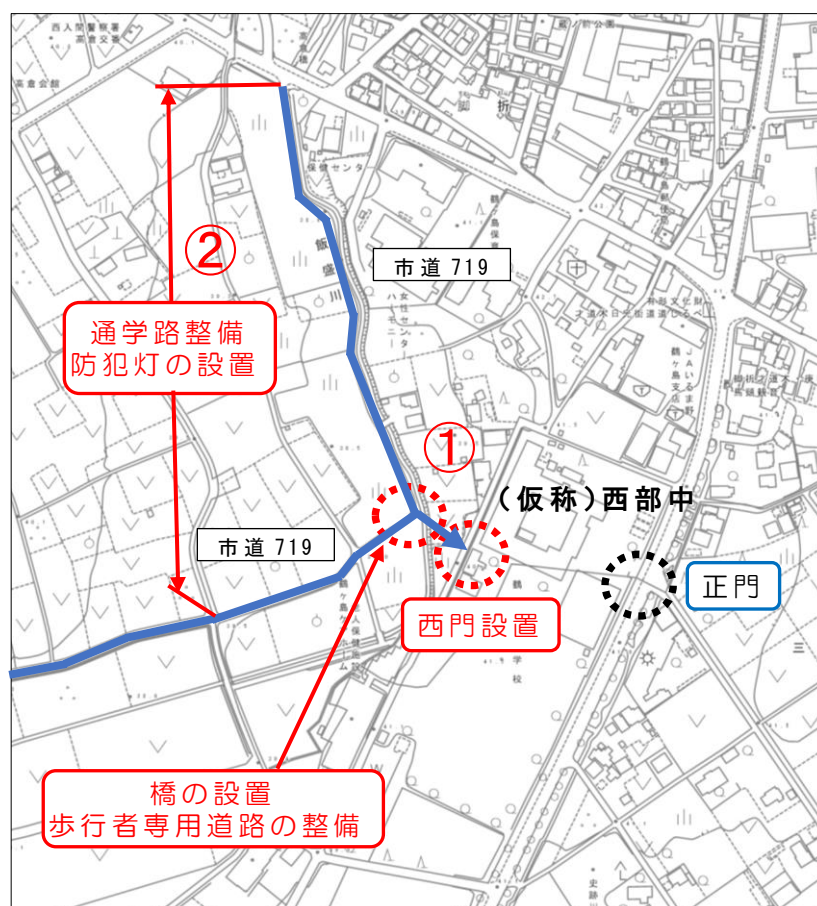


図3 西門設置と通学路

【安全対策・通学路整備】

水路から西門へ……図3-①

水路への橋の新設

橋から西門への歩行者専用道路の設置（用地確保を含む）



鶴ヶ島中学校西側、部室方向

市道719号線……図3-②

通学路整備

防犯灯の設置



市道719号線
南側から



市道719号線
県道側から

5 地域ごとの主要通学路

(1) 下新田、新町一丁目

【主要通学路】

- ・ 下新田、新町一丁目など西中学校周辺からは、西中学校南側の市道 900 号線、900-2 号線を通過して高倉通りに入る。
- ・ 新町一丁目からは、市道 1226 号線を通り、高倉通りに入る。

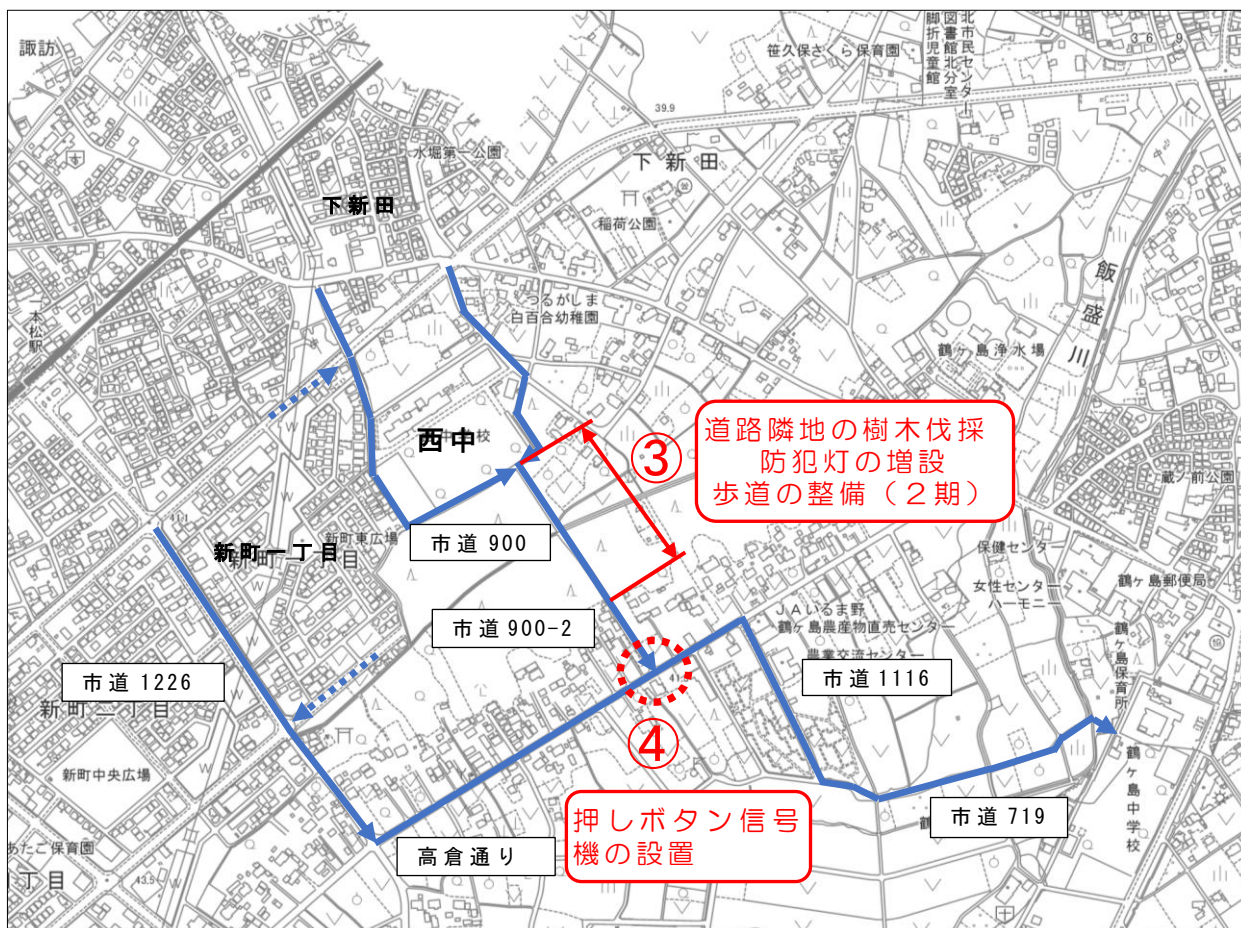


図4 下新田、新町一丁目からの通学路

【安全対策・通学路整備】

市道 900 号線、市道 900-2 号線……図 4-③

道路隣地の樹木伐採

防犯灯の増設

歩道未整備部分の整備（第 2 期整備：令和 9 年度以降）



市道 900 号線
西中学校側から



市道 900-2 号線
高倉通り側から

市道 900-2 号線と高倉通り交差点……図 4-④

押しボタン信号機の設置



市道 900-2 号線と
高倉通りの交差点

(2) 中新田、新町二丁目、三丁目、四丁目、高倉

【主要通学路】

- ・ 中新田からは、市道 1 2 3 7 号線、1 2 5 0 号線を通過って高倉通りに出る。
- ・ 一本松駅付近、新町二丁目からは、市道 1 2 2 6 号線を通り、高倉通りに出る。
- ・ 新町小学校周辺（新町三丁目、四丁目）からは、市道 1 2 5 0 号線を通って高倉通りに出る。
- ・ 高倉からは、市道 2 3 号線を通って高倉通りに出る。

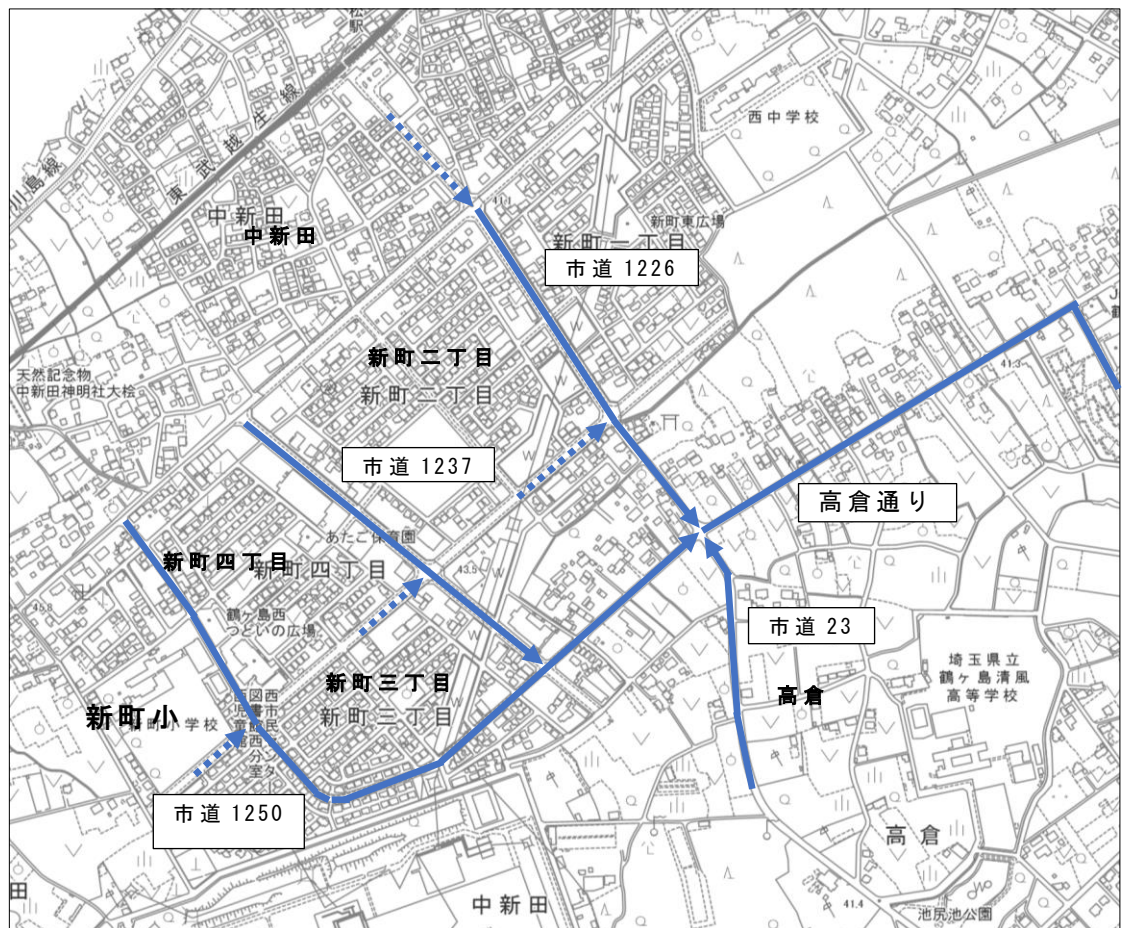


図 5 中新田、新町二丁目、三丁目、四丁目、高倉からの通学路



高倉通りの交差点



市道 2 3 号線



市道 1 2 3 7 号線交差点



市道 1 2 5 0 号線交差点

(3) 上新田、町屋

上新田自治会から、上新田地区の鉄砲道(市道1-2号線)は交通量が多く、歩道が狭いため、鉄砲道と並行にある市道35号線を通学路とするよう、接続する市道40号線の拡幅・整備の要望がある。

【主要通学路】

- ・ 上新田、町屋からは、鉄砲道、市道40号線、35号線から新町小学校北側をって、市道1250号線から高倉通りに出る。
- ・ 前山団地からは、市道384号線から市道1250号線をって、高倉通りに出る。

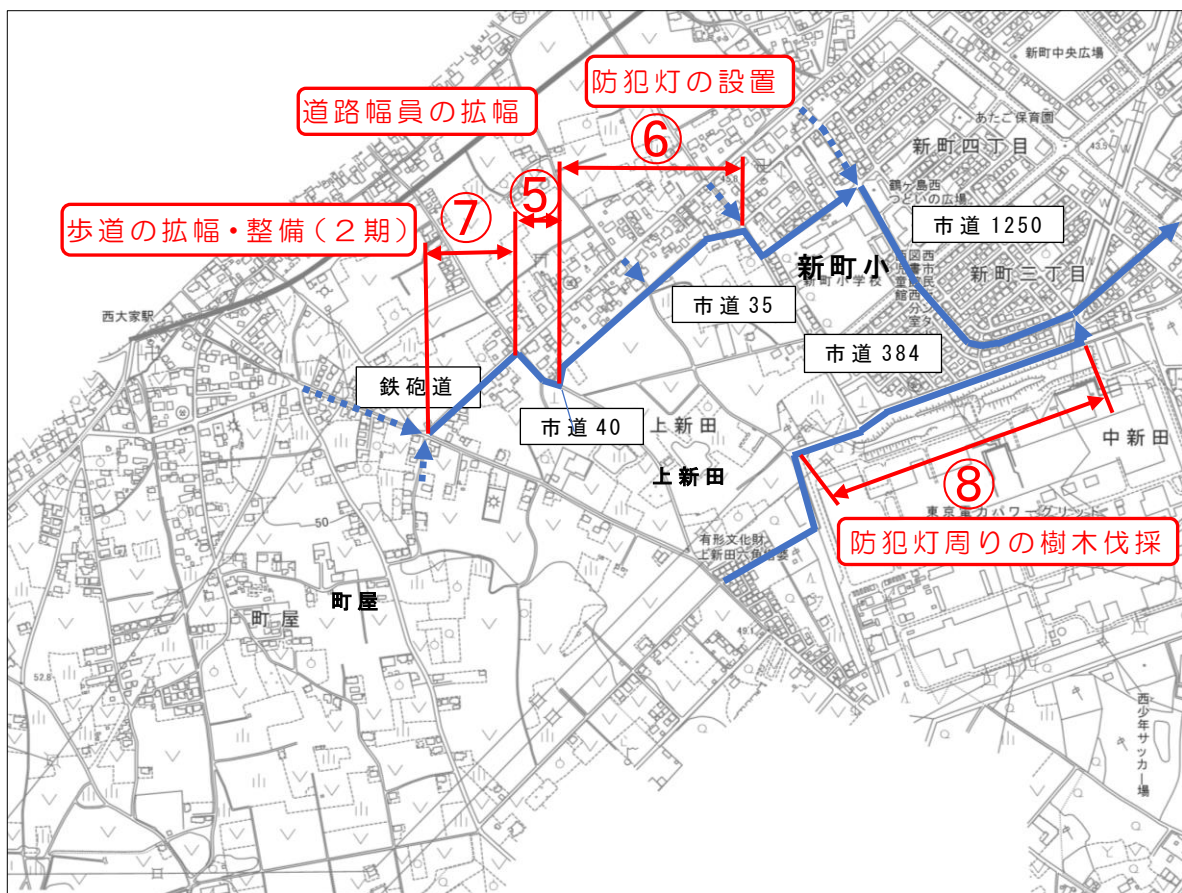


図6 上新田、町屋からの通学路

【安全対策・通学路整備】

市道40号線……図6-⑤

道路幅員の拡幅

市道35号線……図6-⑥

防犯灯の設置



市道40号線、鉄砲道側から



市道35号線

鉄砲道……図6-⑦

歩道の拡幅・整備

(第2期整備：令和9年度以降)



鉄砲道

市道384号線……図6-⑧

防犯灯周りの樹木伐採



市道384号線

6 飯盛川水路脇の通学路

(仮称) 西部中学校の西門を整備して、市道719号線を整備することとしている。

また、県道川越越生線の北側の飯盛川水路の管理用地を通学路として整備することにより、脚折町方面から来る生徒の通学路とすることができる。これらを整備することにより、脚折才道木の交差点を利用する生徒を分散することができる。

【主要通学路】

- ・ 飯盛川水路の管理用地を通学路として、県道川越越生線の手押しボタン信号機がある横断歩道を渡り、市道719号線を通り、西門から入る。



図7 飯盛川水路管理用地

【安全対策・通学路整備】

飯盛川水路管理用地（下水道組合管理用地）……図7-⑨

通学路整備

防犯灯の設置



県道側から見た管理用地



管理用地中間付近

7 主要通学路の安全対策・整備

主要通学路のうち、安全の確保や通学路としての整備等が必要な箇所は、令和9年4月の（仮称）西部中学校の開校までに速やかに整備する（第1期整備：令和8年度まで）。また、用地取得が必要な箇所等については、その後（第2期整備：令和9年度以降）に整備するものとする。

また、現在の鶴ヶ島中学校の部室辺りに、西門を新設する（（仮称）西部中学校の施設整備で実施する）。

番号	場所	内容	時期
①	鶴ヶ島中学校西側 (西門へ通じる道路)	水路への橋の新設 橋から西門への歩行者専用道路の設置 (用地確保を含む)	1期
②	市道719号線	通学路整備 防犯灯の設置	1期
③	市道900号線 市道900-2号線	道路隣地の樹木伐採 防犯灯の増設	1期
		歩道未整備部分の整備	2期
④	市道900-2号線と 高倉通り交差点	押しボタン信号機の設置	1期
⑤	市道40号線	道路幅員の拡幅	1期
⑥	市道35号線	防犯灯の設置	1期
⑦	鉄砲道(市道1-2号線)	歩道の拡幅・整備	2期
⑧	市道384号線	防犯灯周りの樹木伐採	1期
⑨	飯盛川水路管理用地 (下水道組合管理用地)	通学路整備 防犯灯の設置	1期

8 主要通学路以外の通学路の点検・整備

現在、市内小・中学校の通学路については、「第5期通学路整備計画（令和4年度～令和8年度）」を策定し、児童・生徒の通学の安全を図っている。

主要通学路以外の通学路については、通学路整備計画の進捗状況を勘案して、今後整備が必要な箇所等の通学路の点検を行い、整備する。

点検・整備に当たっては、（仮称）西部中学校開校準備委員会等の意見を聞きながら進めていく。

(参考)

現在の新町小学校の通学路 (図8)



現在の西中学校の通学路 (図9)



(仮称)西部中学校の主要通学路と整備箇所 (図10)

